

## 不動産関連取引における消費税の課税の課非

○ 課税

× 非課税

区分	項目	課非
土地 関 係	・土地の売買	×
	・庭石や庭木を宅地と一緒に売買する場合	×
	・土地の貸付	×
	・貸付期間が1か月未満の土地の一時貸付	○
	・グラウンドやテニスコートなど施設の利用またはサービスの提供を伴う土地の貸付	○
	・駐車場としての用途に応じて、地面の整備、フェンス、区画、建物の設備等を行っている場合	○
	・マンション等で賃料に含めて受領する駐車場料	
	イ 車所有の有無に関わらず1戸につき1台以上分の駐車場が付属する場合	×
	ロ イ以外	○
	・賃料とは別に受領する駐車場料	○
建 物 関 係	・建物の売買	○
	・一般の人が住宅を売る場合	×
	・住宅の貸付	×
	・貸付期間が1か月未満の住宅の貸付	×
	・住宅以外の建物の貸付	○
	・住宅以外の権利金・礼金・敷金・保証金(変換しないもの)	○
	・住宅以外の権利金・礼金・敷金・保証金(変換するもの)	×
	・住宅以外の建物の貸付に係る管理費・共益費	○
そ の 他	・不動産仲介手数料	○
	・不動産登記料	×
	・不動産登記に司法書士に支払う手数料	○
	・融資手続の手数料	○
	・管理組合が徴収する管理費、組合費、修繕積立金や敷地内の駐車場等をマンションに住んでいる人が使用する 場合の使用料	×
	・マンションの管理を管理会社に委託している場合に支払う管理委託料	○